

# プロ責法の概要と改正内容

2022年6月

住所: 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-1 オダカビル6F

URL: <http://www.jaipa.or.jp/> E-mail : info@jaipa.or.jp

TEL: 03-5304-7511 FAX: 03-3379-5530

# そもそもプロ責法とは

- 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」という名前
- 「特定電気通信役務提供者」＝プロバイダー
- 平成13年（2001年！）にできた法律
- 平成25年（2013年）に一度改正
- 元々は4条しかない短い法律
- 損害賠償責任の制限（3条）
- 発信者情報開示の請求等（4条）      ここが今回改正

# 権利の侵害があった場合に発信者の情報開示が請求できるということ。

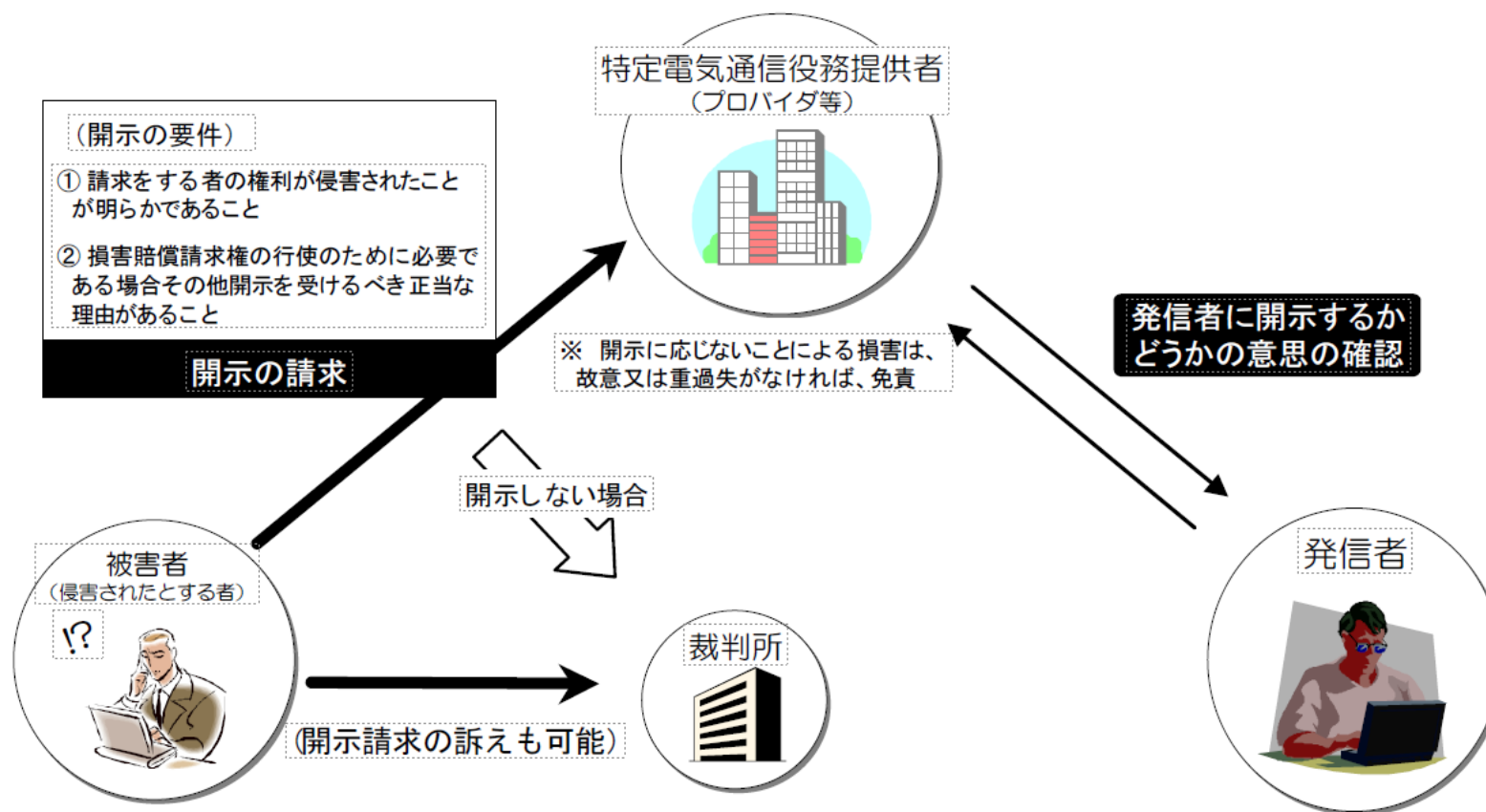
- 権利の侵害
  - 名誉棄損
  - 著作権侵害
  - 商標権侵害
  - 等
- 民事裁判で損害賠償を請求するためには、被告の住所氏名が分かっている必要がある。
- そのためには発信者の情報開示が必要。

# 発信者の情報

- 発信者の情報を持っているのはプロバイダー（＝電気通信事業者）
- 電気通信事業者は通信の秘密の義務（電気通信事業法4条）を課せられているから、法律に基づく手続きか裁判所の命令がなければ開示できない。
- この手続きを規定したのがプロ責法4条

# 当初の説明 法律ができたのは平成13年 (2001年) !

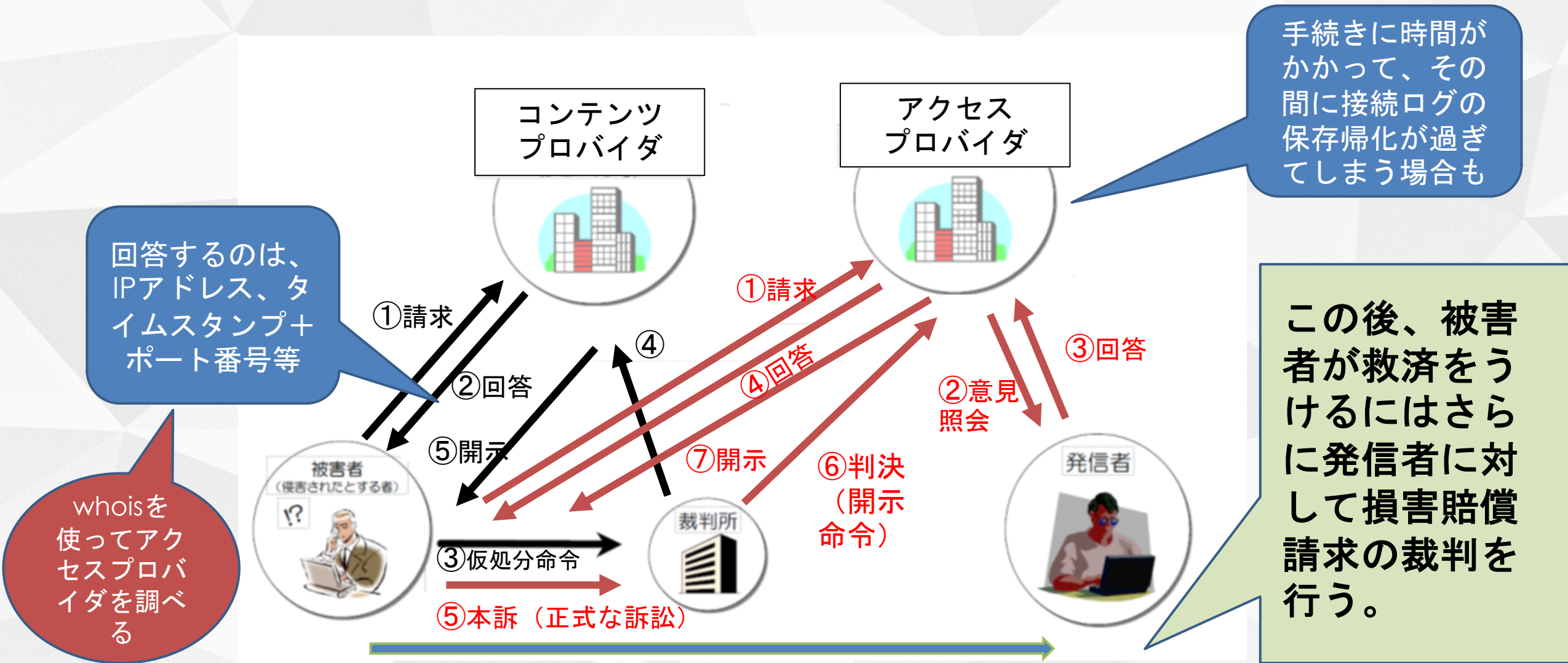
## プロバイダ等の責任の明確化 — 発信者情報開示 —



# ところが今では

- プロバイダーが2層に分かれている
- コンテンツプロバイダー（CP）
  - TwitterなどのSNS
  - 2ch, 爆サイなどの掲示板
  - Yahoo知恵袋、Yahoo Newsなどのコメント欄
  - Googleの検索結果や口コミサイト
  - クラウドやホスティング事業者！
- アクセスプロバイダー（AP）
  - ISP

# 開示までの手続きの実際



# 今回の法改正の概要

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続※）を創設するなどの制度的見直しを行う。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

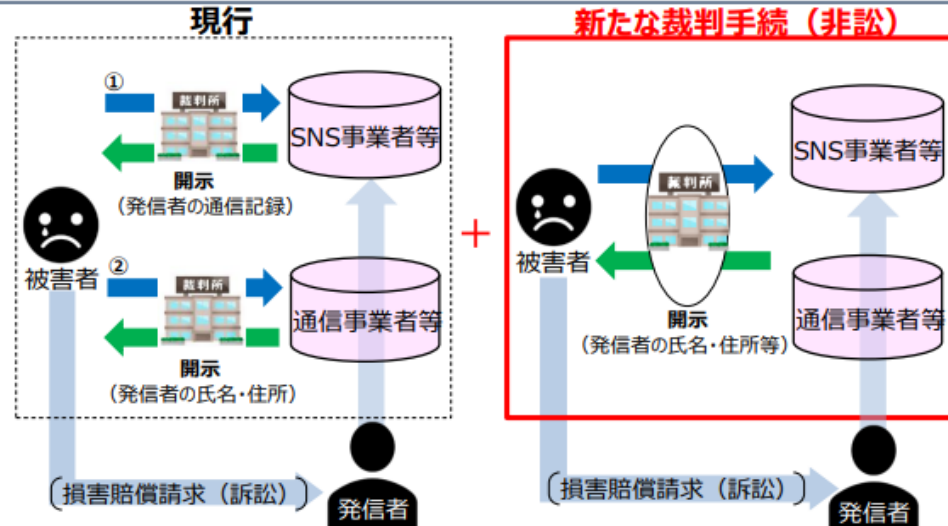
## 1. 新たな裁判手続の創設

現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続※を経ることが一般的に必要。

※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

### 【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- 裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令を設ける。
- 裁判管轄など裁判手続に必要な事項を定める。



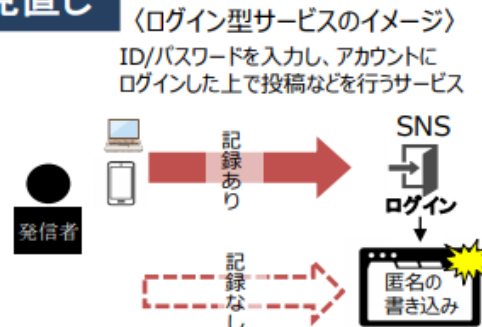
裁判所が  
CP,APに対し発信者情報開示命令を出す。

## 2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通信記録が保存されない場合には、発信者の特定をするためにログイン時の情報の開示が必要。

### 【改正事項】

- 発信者の特定に必要な場合には、ログイン時の情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うことができる範囲等について改正を行う。



## 3. その他

### 【改正事項】

- 開示請求を受けた事業者が発信者に対して行う意見照会※において、発信者が開示に応じない場合は、「その理由」も併せて照会する。  
※新たな裁判手続及び現行手続（訴訟手続及び任意開示）の場合